

（第1面）

産業廃棄物処理計画書

2022年 6月 15日

福島県知事 内堀 雅雄 殿

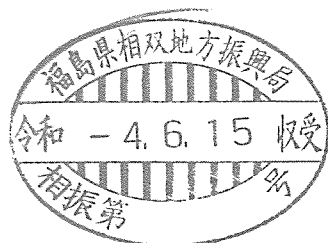
提出者

住所 福島県双葉郡広野町大字下北迫字
ニッ沼58番地

氏名 広野IGCCパワー合同会社
所長 寺田 齊

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 0240-30-1122



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	広野IGCCパワー合同会社 広野IGCC発電所
事業場の所在地	福島県双葉郡広野町大字下北迫字ニッ沼58番地
計画期間	2022年 4月 1日 ~ 2023年 3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	3311 発電所
② 事業の規模	前年度の発電容量：543,000[kW]
③ 従業員数	14人（2022年3月末現在）
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙1「産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の発生フローシート」の通り

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
(管理体制図)			
別紙2「産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項」の通り			
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
①現状	【前年度（2021年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	
	排出量	9,616.20 t	t
	(これまでに実施した取組) 排水処理装置から発生した水分の多い汚泥は、所内で脱水処理を行い減量することにより発生量を抑制している。		
②計画	【今年度（2022年度）目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	
	排出量	155,595.00 t	t
	(今後実施する予定の取組) 〔汚泥〕 現状の取り組み事項を継続する。		
産業廃棄物の分別に関する事項			
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 産業廃棄物処分会社の受入基準に合わせ、種類・性状及び荷姿毎に分別を実施している。		
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 現状の取り組み事項を継続する。		

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（ - 年度）実績】	
	産業廃棄物の種類_	
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	t
	(これまでに実施した取組) (廃油)	
②計画	【今年度（ - 年度）目標】	
	産業廃棄物の種類_	
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	t
	(今後実施する予定の取組)	

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】	
	産業廃棄物の種類_	
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	t
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	t
(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類_	
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	t
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	t
(今後実施する予定の取組)		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（ 2021 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	鉍さい	汚泥
	全処理委託量	7,360.10 t	9,616.20 t
	優良認定処理業者への処理委託量	0.00 t	0 t
	再生利用業者への処理委託量	7,360.10 t	0 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0.00 t	0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.00 t	0 t
	(これまでに実施した取組) 鉍さいにおいては、全量セメント原料及び路盤材として再生利用する処分会社へ委託している。		

(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

(第5面)

		【今年度(2022年度)目標】		
		産業廃棄物の種類	鉍さい	汚泥
②計画	全処理委託量	57,440.00 t	155,599.00 t	40.00 t
	優良認定処理業者への処理委託量	0.00 t	4.00 t	40.00 t
	再生利用業者への処理委託量	57,440.00 t	103,730.00 t	0.00 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0.00 t	0.00 t	0.00 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.00 t	0.00 t	0.00 t
	(今後実施する予定の取組)			
	・鉍さいは引き続き再生利用業者への処理委託を継続する。 ・汚泥は埋立業者単独から再生利用業者への契約も拡大し処分する。 ・廃アルカリは埋立業者から再生利用業者へ契約を変更し処分することを検討する。			
※事務処理欄				

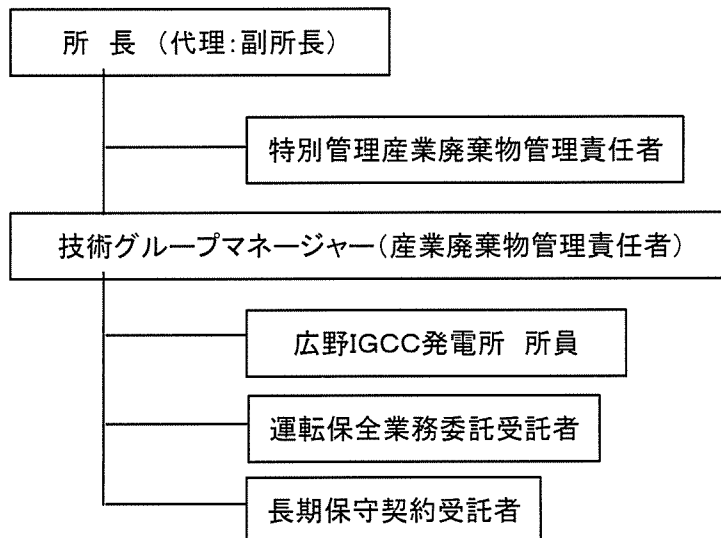
産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の発生フローシート

発 生 源	廃棄物名称	処理・処分方法
ガス化炉設備	鉋さい	中間処理：焼成、破碎→セメント原料 中間処理：破碎→路盤材、細骨材
排水処理装置	汚泥	中間処理：凝集沈殿、脱水、脱水固化→路盤材 最終処分（埋立）
取水路	汚泥	中間処理：焼却→最終処分（埋立）
発電設備定例点検 その他補修工事	廃アルカリ	中間処理：焼却→路盤材・最終処分（埋立） 中間処理：中和・濃縮→燃料化

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(1) 管理体制図

広野 I G C C 発電所



(2) 職務分担

広野 I G C C 発電所

役 割	職 務 内 容
所 長 (代理:副所長)	・ 廃棄物について、関係法令等に基づいた適正処理の統括管理
技術グループマネージャー (産業廃棄物管理責任者)	・ 廃棄物の排出抑制、再資源化、減量化、保管及び処理に関する監督 ・ 廃棄物に関する業務に従事する者への関係法令等の指導・啓発
広野 I G C C 発電所 所員	・ 廃棄物処理フローの管理 ・ 自治体への報告・実績管理等 ・ 廃棄物性状確認の分析 ・ 廃棄物全般の分別・保管・処分等の適正管理、及び指導 ・ マニフェストの交付・実績管理 ・ 契約書の作成・確認、契約手続き
運転保全業務委託受託者	・ 廃棄物処理フローの作成 ・ 自治体報告書作成助勢 ・ 廃棄物全般の保管管理、処分計画の立案・処分手配 ・ マニフェスト作成・実績管理
長期保守契約受託者	・ 廃棄物全般の分別、指定保管場所へ保管の実施、報告